



川崎市小規模事業者臨時給付金

募集期間

2020年5月25日から2020年8月31日まで

目的

新型コロナウイルス感染症の拡大により、大きな影響を受けている市内の小規模事業者の事業継続を支えるため、市内の小規模事業者に対して給付金の交付を予定しています。ただし、本事業の実施には、令和2年第4回川崎市議会定例会における、本事業実施にかかる予算の議決を要します。

支援内容

給付額
10万円

対象者の詳細

川崎市内で事業を営む小規模事業者*で、令和2年1月から申請を行う日の属する月の前月までの間で、1か月あたりの事業収入の減少が前年比で30%以上50%未満の期間が1か月以上認められる者。

※中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項に規定するもの

※詳細や対象については、「募集のご案内」の「2 交付対象者」をご確認ください。

※事業収入が対前年比で「50%以上」減少している場合は、国の持続化給付金の対象となるため、川崎市の給付金は対象外となります。（国の持続化給付金と重複して申請することはできません。）

対象地域



お問い合わせ

対応時間：9：00～17：00（土曜日、日曜日、祝日を除く）
電話：044-200-1088
メール：28rinzi@city.kawasaki.jp

担当者

会社名：一般社団法人財務セカンドオピニオン協会
担当：橋本
住所：東京都港区高輪3-25-22高輪カネオビル

当サービスは業務委託先が提供しており、サービス内容・品質については一般社団法人財務セカンドオピニオン協会が保証するものではありません。サービスのご利用はお客様の判断の元で行なってください。万一サービス提供を受けた結果損害が生じても、一般社団法人財務セカンドオピニオン協会は責任を負いかねます。

補助金、助成金検索サービスである業務委託先へお客様情報(企業情報)を提供し作成した資料となっております。

＜お客様情報(企業情報)お取り扱いについて＞

提供先：株式会社グランドツー（住所：東京都渋谷区南平台町3-13 新掘ビル3F電話：03-6427-0944）

利用目的：株式会社グランドツーはお預かりした情報を補助金、助成金検索の目的で利用します。

提供される内容：該当する可能性がある補助金、助成金